

「公園・緑地及び土地区画整理事業予定地の都市計画の見直し（素案）」に関する
市民意見募集結果について

1 意見募集結果

- (1) 募集期間 平成25年2月8日（金）から平成25年3月7日（木）まで
- (2) 周知方法 ホームページ及び市民しんぶんへの掲載，冊子の配布（都市計画課
窓口，市役所案内所，情報公開コーナー，各区役所・支所，京都市
景観・まちづくりセンター，各市立図書館），見直し対象施設・地
区周辺地域への回覧
- (3) 意見数 292通（537件）

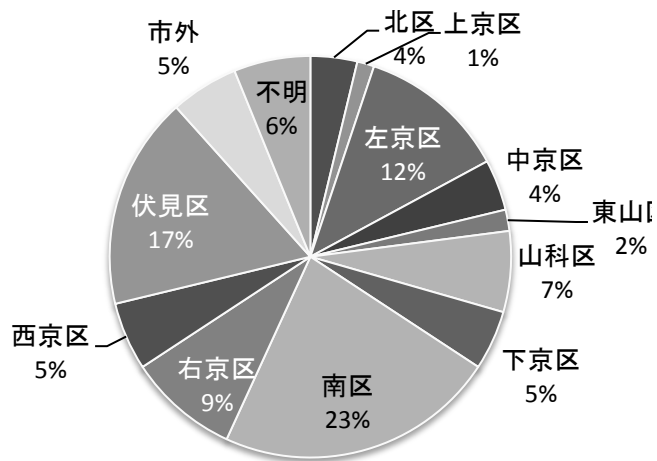
2 御意見の内訳

分類	件数	ページ No
【1 見直しに関する御意見】		
1-1 都市計画公園・緑地の見直し（素案）について	229	3
1-2 見直し対象外の公園・緑地について	32	11
1-3 土地区画整理事業の見直し（素案）について	46	13
1-4 見直し対象外の土地区画整理事業について	7	19
1-5 見直し全般について	50	20
【2 その他】	173	23
合 計	537	

3 御意見をお寄せいただいた方の属性

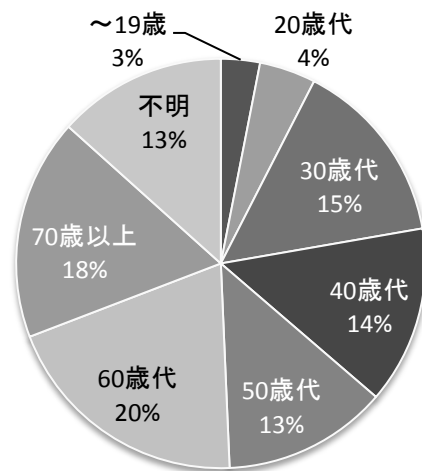
(1) 居住地別

居住地	通数	割合(%)
北区	11	4
上京区	4	1
左京区	35	12
中京区	12	4
東山区	5	2
山科区	19	7
下京区	14	5
南区	66	23
右京区	26	9
西京区	16	5
伏見区	50	17
市外	16	5
不明	18	6
合計	292	



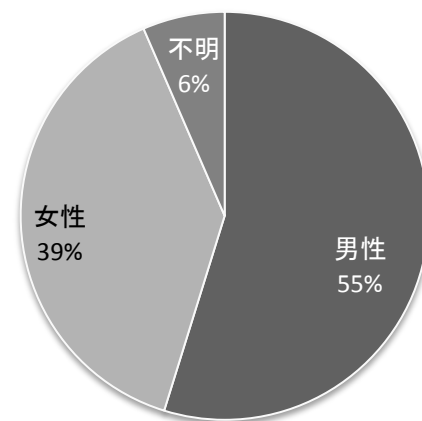
(2) 年齢別

年齢	通数	割合(%)
～19歳	9	3
20歳代	13	4
30歳代	43	15
40歳代	41	14
50歳代	38	13
60歳代	58	20
70歳以上	51	17
不明	39	13
合計	292	



(3) 性別

性別	通数	割合(%)
男性	160	55
女性	113	39
不明	19	7
合計	292	



4 市民の皆様の主な御意見とそれに対する見解

【1 見直しに関する御意見】

1-1 都市計画公園・緑地の見直し（素案）について

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
公園・緑地全般に関する御意見			
1	公園はなくさず，増やしてほしい。	3	今回の見直しは，あくまで公園・緑地予定地の都市計画の見直しであり，開園している公園を廃止するものではありません。検討の結果，存続となった予定地については，緑の基本計画に基づき，計画的かつ効率的に整備できるよう努めてまいります。
2	京都市は公園・緑地等のみどりが少なく，軽々しく廃止するべきでない。	2	未着手都市計画公園のなかで，例えば戦時中に都市計画決定している区域では，建築規制が長期間に及んでおり，土地の有効利用に少なからず影響を与えている場合もあります。一方で，都市計画の必要性を判断した社会状況は大きく変化しています。今回の公園・緑地予定地の都市計画の見直しは，このような背景から行ったものであり，対象とした35箇所，666haの公園・緑地について，必要性・代替性・実現性の評価を行い，18箇所，16.8haを廃止候補としたものです。検討の結果，存続となった予定地については，計画的かつ効率的に整備できるよう努めてまいります。
3	開園済以外の公園は廃止でよい。	1	開園済以外の都市計画公園・緑地についても，防災機能及び環境保全機能等の多角的な検証が必要と考えております。
4	管理が良くないから廃止するということには反対であり，手入れを良くして利用できるようにするべき。	1	今回の見直しは，あくまで公園・緑地予定地の都市計画の見直しであり，開園している公園を廃止するものではありません。今後も開園している公園については適切な維持管理に努めてまいります。
5	実施中，実施済の土地区画整理事業と整合は取れているのか。	1	土地区画整理事業の事業計画を踏まえ，見直しを進めてまいります。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 1 宝池公園		見直し（素案）	存続（変更なし）
存続に関する御意見			
6	現状の樹林地を保全するため、存続するべき。	4	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
その他に関する御意見			
7	ドッグランを作ってほしい。	2	貴重な御意見として今後の整備の参考にさせていただきます。
8	駐車場が足りていない。	1	
9	グラウンドの人工芝化，又は，フェンスの横に低木を植栽し，砂が飛散しないようにしてほしい。	1	
10	民営化することにより，子どもの楽園の開園時間を延長してほしい。	1	貴重な御意見として今後の管理運営の参考にさせていただきます。なお，子どもの楽園につきましては，指定管理者制度により管理・運営しております。
11	記念植樹の募集は無駄である。	1	記念植樹の募集は，「京都市緑の基本計画」に掲げる基本方針の一つである「市民・事業者との協働による緑豊かなまちづくり」の一環として行っており，有意義なものであると考えております。
No. 2 大見公園		見直し（素案）	存続（変更なし）
廃止に関する御意見			
12	交通の利便が悪く，また琵琶湖の水源地であるこの場所に公園は不要である。	3	アクセス道路事業が休止中であり，実現性は低いと評価しておりますが，「北部周辺整備事業大見地区基本計画」に基づき，今後の方向性を調整していくに当たり，頂いた御意見を参考にさせていただきます。
No. 3 西京極運動公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
13	南北に分断せず，一体的に使用できる公園とするべき。	1	阪急北側の公園区域と南側の公園区域とは連絡通路によって接続されており，一定連続性は保たれていると評価しております。
その他に関する御意見			
14	一部の人しか利用できない球技場は不要である。	1	市全体におけるスポーツ施設の配置状況及びスポーツ振興の観点から，球技場については当該公園内に必要な施設であると考えております。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 4 横大路公園		見直し（素案）	存続（変更なし）
存続に関する御意見			
15	存続するべき。	2	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
その他に関する御意見			
16	設備等を更新・新設する等して、多くの人を引き付ける公園としてもらいたい。	2	貴重な御意見として今後の整備の参考にさせていただきます。
17	南部クリーンセンターの建替えに伴い、周囲と一体となった抜本的な計画を立て、京都市唯一の多目的総合グラウンドとして整備するべき。	1	
18	公園周囲の樹木が付近に迷惑をかけている。	1	
No. 5 岡崎公園		見直し（素案）	存続（変更なし）
存続に関する御意見			
19	存続するべき。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
No. 6 塔ノ森公園		見直し（素案）	存続（変更なし）
存続に関する御意見			
20	南区は緑地が少ないため、老人にとっては憩いの場所となり、また、土・日・祝日には青少年の利用も多く必要不可欠の場所である。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
その他に関する御意見			
21	緑化公園ならば、現時点でこの場所に必要なのか疑問に感じる。	138	今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」が一定充足しているものの、未着手区域は市有地であり、用地買収が伴わず実現性は高いことから、見直し案は存続としております。現在、スポーツ用グラウンドとしての使用は都市計画事業実施までの暫定的なものですが、公園整備に当たってはグラウンドとしての需要を踏まえ、検討してまいります。
22	グラウンドとして残してほしい。	4	
23	道路や緑地公園よりもスポーツ(ソフトボール)する場所が必要です。	1	

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 7 淀城跡公園		見直し（素案）	存続（変更なし）
存続に関する御意見			
24	早期に事業着手し、整備をお願いしたい。	5	検討の結果、存続となった予定地については、計画的かつ効率的に整備できるよう努めてまいります。
その他に関する御意見			
25	具体的に着手時期を教えてほしい。	1	検討の結果、存続となった予定地については、計画的かつ効率的に整備できるよう努めてまいります。
26	設備等を更新・新設する等して、多くの人を引き付ける公園としてもらいたい。	1	貴重な御意見として今後の整備の参考にさせていただきます。
No. 8 唐橋西寺児童公園		見直し（素案）	存続（変更なし）
その他に関する御意見			
27	プール跡地をドッグランにしてほしい。	3	貴重な御意見として今後の整備の参考にさせていただきます。
28	西寺遺跡部の草刈りを年二回程度に増やしてほしい。	1	貴重な御意見として今後の管理の参考にさせていただきます。
No. 9 太秦公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
29	存続するべき。	1	戦時中の都市計画決定である本公園は、建築規制が長期間に及んでおります。今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」が一定充足していること、また計画区域に住宅が多数立地しており、実現性が低いことから、見直し案は未着手区域を廃止としております。
廃止に関する御意見			
30	立ち退きしなければならない計画は不要である。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
No. 11 西野公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
31	存続するべき。	1	戦時中の都市計画決定である本公園は、建築規制が長期間に及んでおります。今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」が一定充足していること、また計画区域に住宅が多数立地しており、実現性が低いことから、見直し案は未着手区域を廃止としております。
廃止に関する御意見			
32	廃止するべき。	3	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
その他に関する御意見			
33	袋小路に入った印象のある現在の開園区域の形状について検討する必要がある。	1	貴重な御意見として今後の参考にさせていただきます。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 12 西中公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
34	存続するべき。	1	戦時中の都市計画決定である本公園は、建築規制が長期間に及んでおります。今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」が一定充足していること、また計画区域に住宅が多数立地しており、実現性が低いことから、見直し案は未着手区域を廃止としております。
その他に関する御意見			
35	約70年前に計画されたが、すでに建築物が密集しており見直しの時期を失っている。	1	都市施設等に関する都市計画は、長期的かつ総合的な展望に立って、整備・充実を図るという観点から定めております。個々の施設の都市計画については、これまでも適宜見直しを行ってきましたが、社会経済状況の変化を踏まえ、全市的に見直しを行うことにいたしました。
No. 13 朱雀公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
36	存続するべき。	4	戦時中の都市計画決定である本公園は、建築規制が長期間に及んでおります。今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」が一定充足していること、また計画区域に学校施設や多数の住宅が立地しており、実現性が低いことから、見直し案は未着手区域を廃止としております。
その他に関する御意見			
37	公園周辺の道路の落葉清掃に大変苦労している。	2	今後も地域の方々の御協力を頂きながら適切な維持管理に努めてまいります。
No. 14 小松原公園		見直し（素案）	区域の全廃止
存続に関する御意見			
38	市民の憩いの場として公園は貴重であり、存続するべき。	3	戦後間もなくの都市計画決定である本公園は、建築規制が長期間に及んでおります。今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」が一定充足していること、また、計画区域に学校施設や多数の住宅が立地しており、実現性が低いことから、見直し案は未着手区域を廃止としております。
No. 15 東吉祥院公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
39	存続するべき。	1	戦後間もなくの都市計画決定である本公園は、建築規制が長期間に及んでおります。今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」が一定充足していること、また、計画区域に学校施設や多数の住宅が立地しており、実現性が低いことから、見直し案は未着手区域を廃止としております。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 16 二条公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
40	公園として整備し，不特定多数が利用できるオープンスペースとするため，存続すべき。	3	戦後間もなくの都市計画決定である本公園は，建築規制が長期間に及んでおります。今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ，誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」が一定充足していること，また，計画区域に学校施設や多数の住宅が立地しており，実現性が低いことから，見直し案は未着手区域を廃止としております。
No. 17 伏見公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
41	存続するべき。	1	戦後間もなくの都市計画決定である本公園は，建築規制が長期間に及んでおります。今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ，誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」が一定充足していること，また，未着手区域である市道部を公園として整備するためには代替路の確保が必要であり，実現性が低いことから，見直し案は未着手区域を廃止としております。
No. 18 深草西浦南公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
42	存続するべき。	1	今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ，誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」は一定充足しております。未着手区域のうち，建物が複数立地している区域については実現性が低いことから，見直し案を廃止としておりますが，西浦地区土地地区画整理事業により公園用地として位置付けられている区域につきましては存続としております。
その他に関する御意見			
43	中高年の健康にプラスになるような運動器具の設置を望む。	1	貴重な御意見として今後の整備の参考にさせていただきます。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 19 竹田公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
44	存続するべき。	1	今回「見直し指針」に基づき評価を行ったところ、誘致圏域において代替となる施設を含め「みどり」は一定充足しております。未着手区域のうち、鉄塔部分の区域については買収が必要となり、実現性が低いことから、見直し案を廃止としておりますが、撤去自転車保管所の区域については竹田地区土地区画整理事業により公園用地として位置付けられており、存続としております。
45	竹田地区土地区画整理事業が終わったと聞いているが、公園が一部自転車保管所になっている。公園を整備するべき。	1	自転車保管所の区域については、竹田地区土地区画整理事業により公園用地として位置付けられた区域であり、自転車保管所はあくまで暫定的な措置として設置されているものです。引き続き都市計画は存続として、公園整備を図ることとしております。
その他に関する御意見			
46	草木の手入れや掃除がされていないので暗く感じる。ベンチをもっと設置して公園らしくしていただきたい。	1	今後も適切な維持管理に努めてまいります。
No. 20 生祥児童公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
47	遊具が大きすぎたり、大人の喫煙があるなど利用しにくいので、もっと子供達が楽しめる明るい雰囲気にしていただきたい。	1	貴重な御意見として今後の整備の参考にさせていただきます。
No. 26 松賀茂児童公園		見直し（素案）	存続（変更なし）
存続に関する御意見			
48	西側の公園はそのまま存続するべき。東側の種苗地は何か公共用の施設にできないか。	1	検討の結果、存続となった予定地については、計画的かつ効率的に整備できるよう努めてまいります。
その他に関する御意見			
49	以前、植物園のように使っていた箇所を早く公園として開園してほしい。	1	検討の結果、存続となった予定地については、計画的かつ効率的に整備できるよう努めてまいります。
No. 27 桜島児童公園		見直し（素案）	存続（変更なし）
存続に関する御意見			
50	近隣にはこの10年間にたくさんの新しい住宅ができ小さな子供が増えたため、公園は存続するべきである。	1	本公園については、実質全域開園済であり、引き続き公園として存続する見直し案としております。
その他に関する御意見			
51	広さをいかし、大きなすべり台や野球ネットなどを整備し、子供たちがたくさん集まる有意義な公園にしてほしい。	1	貴重な御意見として今後の整備の参考にさせていただきます。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 28 先斗町公園		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
52	公園が廃止されると風俗店の営業に影響が出そうで心配である。公園は存続するべき。	1	現在、先斗町公園として開園している先斗町通東側の区域は、引き続き公園として存続とし、先斗町通西側の市営バイク駐輪場の区域を公園予定地としておりましたが、今回の見直しで、未着手区域を廃止としております。風俗営業の営業場所に係る許可基準については、公園施設の有無によらないため、風俗店の営業に影響が出ることはありません。
53	現状においても違法駐輪が絶えないのに、先斗町通西側の植込みがなくなると更に駐輪が増える。このまま存続するべき。	1	現在、先斗町公園として開園している先斗町通東側の区域は、引き続き公園として存続とし、先斗町通西側の市営バイク駐輪場の区域を公園予定地としておりましたが、今回の見直しで、未着手区域を廃止としております。したがって、現状そのまま引き続き利用いただけますので、西側の植込みを無くす予定はありません。
No. 29 薩田公園		見直し（素案）	区域の全廃止
廃止に関する御意見			
54	市民の暮らしが苦しいのに整備に多くの予算を取られるのは困る。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
No. 33 戒光公園		見直し（素案）	存続（変更なし）
廃止に関する御意見			
55	人口減少、車両減少の現状では、京都高速道路久世橋線、西大路線の建設の必要性はなくなっており、京都高速道路の建設を前提とした計画は廃止するべき。	2	京都高速道路については、現在「京都市京都高速道路検証委員会」において見直し検討を別途実施しているところです。本公園は京都高速道路と密接な関係にあることから、見直し案は存続としております。
No. 34 桂川緑地		見直し（素案）	存続（変更なし）
存続に関する御意見			
56	存続するべき。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
57	桂川沿いは雑草が多く見苦しいため、早急に整備してほしい。	1	検討の結果、存続となった予定地については、計画的かつ効率的に整備できるよう努めてまいります。
廃止に関する御意見			
58	河川空間は、買収の必要がない等の安易な理由でグラウンドや散歩道とするのではなく、森と海をつなぐ自然環境を残した空間とするべき。	1	本緑地は桂川の河川敷を都市計画決定していることから、実現性は高いと判断し、見直し案は存続としております。今回いただいた御意見については、今後の整備の参考にさせていただきます。
その他に関する御意見			
59	河川敷における不法耕作や野焼きへの行政指導を徹底するべき。	2	御提案・御指摘の内容については担当部署に伝えてまいります。
60	河川の清掃と大木の伐採を行い、公園と無料駐車場を整備するべき。	1	検討の結果、存続となった予定地については、計画的かつ効率的に整備できるよう努めてまいります。

1-2 見直し対象外の公園・緑地について

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
61	都市の緑地が大事であり、緑地保全を進めるべき。	4	緑地は、環境保全や景観形成、火災時の延焼遮断などの様々な機能を有しており、多様な緑地の確保に向けて検討を行ってまいります。
62	廃止する公園があるなら、年寄りが元気に楽しめるグランドゴルフ場を整備してほしい。	3	貴重な御意見として今後の管理・整備の参考にさせていただきます。
63	子供達のがのびのび走り回れる公園が望ましく、遊具は少なくてよい。老朽化した遊具やベンチ等を撤去する際は、新しい物は設置しないでほしい。	2	
64	公園の一角にドッグランを整備していただきたい。	2	
65	太秦一ノ井町では、J R山陰線の線路横に小さい公園があるだけのため、使われてない空地等を利用して付近に公園がほしい。	2	
66	市原野学区には子供達のがのびのびと遊べる公園が少ないため、広い公園が必要である。	1	
67	人間教育的に土のある土地を残しておくこと。	1	
68	井御料公園は古く、不法投棄等で困っているため、大改造してほしい。	1	小松原児童公園は開園済であり、今回の見直し対象外となっております。引き続き公園としてお使いいただけます。
69	公園内の遊具や環境について、大人が多い地域は憩いの環境作り、小さい子供が多い地域は遊具等を充実してほしい。	1	
70	小松原児童公園は、緑や遊具がある楽しい広場であり、子供等あらゆる人の唯一の憩いの場であるため、存続するべき。	2	これまで公園整備に当たり、災害に備えてマンホールトイレやかまどベンチ等の設置を行っております。引き続き整備検討を行ってまいります。
71	公園を避難場所として整備してほしい。	2	

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
72	高野川散歩道を馬橋から松ヶ崎橋まで伸ばしてほしい。	1	御提案・御指摘の内容については担当部署に伝えてまいります。
73	鴨川の下流（名神高速道路付近）で整備されている公園は有り難く、併せて簡易トイレを設置していただきたい。	1	
74	勧進橋西詰の有料道路の下に新しく出来た公園の道路の真下の遊び場は雨が降ると水たまりが出来る。	1	
75	公園管理をしっかりとすること。また、公園愛護協力会に後継ぎがないため、若い人に協力を得るようにするべき。	1	御指摘いただきましたように、今後も適切な維持管理に努めてまいります。
76	樹木の管理やごみの清掃をしっかりとしてほしい。	1	
77	緑が多い公園は落ち葉が多く掃除が大変である。	1	
78	遊具の安全点検をしっかりとしてほしい。	1	
79	公園における安全な使用方法のルールが守られていない。（六兵衛池における犬の糞や子供達の野球など）	1	安全な公園利用方法について啓発を図ってまいります。
80	星ヶ池公園は存続するべき。	1	星ヶ池公園は開園済であり、今回の見直し対象外となっております。引き続き公園としてお使いいただけます。
81	大宮交通公園はとても交通安全を学べる施設ではないので廃止してほしい。	1	当該公園は、子供達が楽しみながら交通に関する知識や、正しい交通ルールを身に付けることができる京都府内唯一の交通公園であり、存在意義はあると考えております。
82	大きい公園は町内での管理が大変であり、住宅にした方が得策である。	1	公園管理におきましては、地元の皆様に御協力いただいております。感謝しております。開園している公園につきましては、引き続き市民の皆様の憩いの場所として必要な場所と考えております。

1-3 土地区画整理事業の見直し（素案）について

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
土地区画整理事業全般に関する御意見			
83	実現の見込みがない土地区画整理事業は廃止すべき。	1	土地区画整理事業は市街地整備手法の一つであるため、「実現性の評価」において、今後10年のうちに現在の都市計画に基づき事業に着手する見通しを評価の視点としており、皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
84	これまで天災や戦火による大きな被災もなく、道路拡幅や土地区画整理事業を放置してきたが、大地震に備え極貧状態の道路事情について、京都大学に研究を依頼するべき。	1	道路については、都市計画道路等の幹線道路の整備を進めるとともに、既存の幹線道路については橋りょうの耐震化等、防災対策を進めているところです。また、市内に多くある幅員4m未満の道路については、細街路対策を進めているところです。これらの防災に関する取組につきましては、専門家の意見等もお聞きしながら進めてまいります。
No.1 西京極地区土地区画整理事業		見直し（素案）	区域の全廃止
存続に関する御意見			
85	七条通は、道幅が狭く交通量も多い危険な道路のため、拡幅が必要である。	2	土地区画整理事業の見直し案は廃止としておりますが、区域内の都市計画道路を併せて廃止するものではありません。都市計画道路葛野西通（七条通）につきましては、今後、事業効果等を踏まえ、事業着手の検討に努めてまいります。
廃止に関する御意見			
86	土地区画整理事業の必要はないが、七条通は整備するべき。	1	都市計画道路葛野西通（七条通）につきましては、今後、事業効果等を踏まえ、事業着手の検討に努めてまいります。
その他に関する御意見			
87	70年以上前に計画されたが、すでに建築物が密集しており見直しの時期を失している。廃止するなら西小路通の整備を行うべき。	1	土地区画整理事業の見直し案は廃止としておりますが、区域内の都市計画道路を併せて廃止するものではありません。都市計画道路西小路通につきましては、今後、事業効果等を踏まえ、事業着手の検討に努めてまいります。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 2 太子地区土地区画整理事業		見直し（素案）	区域の一部廃止
廃止に関する御意見			
88	廃止するべき。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
89	住宅が密集しており，土地区画整理事業が出来るとは思えない。	1	
90	太秦天神川駅周辺の整備完了や大学が進出することを考慮すると，廃止は妥当である。	1	
その他に関する御意見			
91	住宅地と工業地を分けるべき。	1	本地区は，平成２４年２月に改訂した「京都市都市計画マスタープラン」において，ものづくり産業と居住環境が共存する地域としており，住宅と工場等が共存できる環境の維持・充実に努めてまいります。
No. 3 太秦地区土地区画整理事業		見直し（素案）	区域の全廃止
廃止に関する御意見			
92	廃止するべき。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
93	住宅が密集しており，土地区画整理事業が出来るとは思えない。	1	
94	何十年間も放置され実現不可能な土地区画整理事業は廃止するべき。	1	
95	土地区画整理事業にとらわれることなく，地震に備え現実的な木造密集市街地対策を進めるべき。	1	
その他に関する御意見			
96	住宅地と工業地を分けるべき。	1	本地区は，概ね第１種住居地域又は第２種住居地域として用途地域を指定しており，居住環境の維持・充実に努めてまいります。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 4 伏見地区土地区画整理事業		見直し（素案）	区域の全廃止
存続に関する御意見			
97	存続するべき。	2	本地区の都市計画決定理由は現状に適合していますが、上位計画等での位置付けはなく、事業化の見通しもないことから、見直し案は廃止としております。 なお、廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の提示を検討することとしており、行政と地域住民の方が共に目指すまちづくりにとって土地区画整理事業が必要な事業手法であれば、新たに施行区域を検討したうえで、土地区画整理事業を活用することが可能です。
98	丹波橋通は道幅が狭いにもかかわらず、交通量が多い道である。住民が安心して通行できる生活道路とするため、周辺の住宅地を総合的に整理する必要がある。	1	
99	土地区画整理事業の廃止により規制が取り払われると、ワンルームマンション等が多くなり伝統ある地域コミュニティが危うくなる。環境改善と地域コミュニティ強化の施策を明らかにした後、廃止するべき。	1	
廃止に関する御意見			
100	見直し検討委員会が示した「実現性の評価」，「市街地環境改善の必要性の評価」はもっともであり、廃止に賛同である。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
101	必要性を感じられない。	1	
102	廃止するべき。	1	
その他に関する御意見			
103	丹波橋通の道幅はバラバラであり、大規模な工事ではなく部分的な改良によりすっきりした通りにしてほしい。	1	土地区画整理事業の見直し案は廃止としておりますが、区域内の都市計画道路を併せて廃止するものではありません。都市計画道路伏見向日町線（丹波橋通）につきましては、今後、事業効果等を踏まえ、事業着手の検討に努めてまいります。
104	「実現性の評価」において、「具体的な住民主体の取組や機運の高まりもない」と記載があるが、誰がどんな努力をしたのか。	1	土地区画整理事業は、事業に対する合意形成に長時間を要すること等の問題が生じやすいため、今後の事業の進め方としては、事業着手の要望やまちづくりの機運が高まった地域において、事業の計画段階から住民との適切な連携を工夫し、住民を主体としたまちづくりを目指すこととしております。 今後、まちづくりの機運が高まり、土地区画整理事業が必要な事業手法であれば、新たに施行区域を検討したうえで、土地区画整理事業を活用することは可能です。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 5 松ヶ崎地区土地区画整理事業		見直し（素案）	区域の全廃止
存続に関する御意見			
105	存続するべき。	2	本地区の都市計画決定理由は現状に適合していますが、上位計画等での位置付けはなく、事業化の見通しもないことから、見直し案は廃止としております。 なお、廃止後も必要に応じて環境改善に必要な手法の提示を検討することとしており、行政と地域住民の方が共に目指すまちづくりにとって土地区画整理事業が必要な事業手法であれば、新たに施行区域を検討したうえで、土地区画整理事業を活用することが可能です。
106	計画性がないまま田畑にマンション等が建ち、景観上の問題がある。また、歩道が整備されていない箇所がある。実現性の評価において、「具体的な住民主体の取組や機運の高まりもない」と記載があるが、市から住民に対する説明はなく住民に責任をなすりつけるものである。	1	土地区画整理事業は、事業に対する合意形成に長時間を要すること等の問題が生じやすいため、「住民主体の取組等」を実現性の評価における評価の視点の一つとしておりますが、その他の必要性等の検証も踏まえ存続又は廃止の評価を行っております。今後、まちづくりの機運が高まり、土地区画整理事業が必要な事業手法であれば、新たに施行区域を検討したうえで、土地区画整理事業を活用することは可能です。
廃止に関する御意見			
107	廃止するべき。	4	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
108	都市計画施設は概ね整備済みであり未整備区域の廃止に賛成である。	1	
109	すでに出来上がった町並みを勘案すれば廃止は当然である。	1	
その他に関する御意見			
110	もっと早い時期から市と地域が相談し、防災等の関点から対策を取っておく必要があったものであり、今となっては被害を最小限に抑えられるよう相談していくべき。	1	本地区内の都市計画道路は概ね完成し、一定の基盤整備は完了していますが、木造密集市街地となっている一部地域の課題解決に向けては、地域住民の方々が様々な手法を選択していただけるよう市街地環境改善の手法について提示を検討することとしております。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 6 山科東部地区土地区画整理事業		見直し（素案）	区域の全廃止
存続に関する御意見			
111	存続するべき。	1	本地区の都市計画決定理由は現状に適合していますが、上位計画等での位置付けはなく、事業化の見通しもないことから、見直し案は廃止としております。
112	京都盆地と山科盆地との社会資本整備に係る格差を早急に解消するべき。	1	なお、廃止後も、必要に応じて単体として必要な公共施設は別途整備・誘導するのに加え、行政と地域住民の方が共に目指すまちづくりにとって土地区画整理事業が必要な事業手法であれば、新たに施行区域を検討したうえで、土地区画整理事業を活用することが可能です。
廃止に関する御意見			
113	道路は整備してほしい。	1	土地区画整理事業の見直し案は廃止としておりますが、区域内の都市計画道路を併せて廃止するものではありません。都市計画道路につきましては、今後、事業効果等を踏まえ、事業着手の検討に努めてまいります。
114	実現性のない土地区画整理事業は廃止するべき。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
その他に関する御意見			
115	京都刑務所は市街地に適さないため移転するべき。	2	関係機関に伝えてまいります。
No. 7 洛北第一地区土地区画整理事業		見直し（素案）	区域の一部廃止
存続に関する御意見			
116	土地区画整理事業は廃止せず都市計画道路と一体で事業を実施するべき。	1	本地区の都市計画決定理由は現状に適合していますが、上位計画等での位置付けはなく、事業化の見通しもないことから、見直し案は廃止としております。今回の見直しは、区域内の都市計画道路を併せて廃止するものではありません。都市計画道路につきましては、事業効果等を踏まえ、今後、事業着手の検討に努めてまいります。
No. 8 洛北第二地区土地区画整理事業		見直し（素案）	区域の一部廃止
廃止に関する御意見			
117	今のままで十分である。	1	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
その他に関する御意見			
118	集中豪雨等の災害対策を考慮し、将来を見据えた安全・安心な計画を立てることが大事である。	1	安全・安心なまちづくりを進めるため、計画的な災害対策に取り組んでまいります。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
No. 9 洛北第三地区土地区画整理事業		見直し（素案）	区域の一部廃止
その他に関する御意見			
119	集中豪雨等の災害対策を考慮し、将来を見据えた安全・安心な計画を立てることが大事である。	1	安全・安心なまちづくりを進めるため、計画的な災害対策に取り組んでまいります。
No. 13 上鳥羽南部地区土地区画整理事業		見直し（素案）	区域の一部廃止
廃止に関する御意見			
120	廃止するべき。	2	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。

1-4 見直し対象外の土地区画整理事業について

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
121	横大路地域を一日も早く美しい町とするため、土地区画整理事業（伏見西部第四地区）の予算をつけて進めてほしい。	1	伏見西部第四地区土地区画整理事業は、財政負担の軽減と事業期間の短縮を目指して、平成22年度に事業計画の大幅な見直しを行いました。今後は、良好な市街地の形成と、事業の早期完了を目指して、鋭意事業進捗を図ってまいります。 なお、土地区画整理事業は用地買収による事業と異なり、地権者が施行後も地域に残ることができる事業手法でありますので、引き続き、事業への御協力をお願いします。
122	京都市の財源を考え、伏見西部第四地区土地区画整理事業は見直すとともに、横大路中通の事業は中止してほしい。	1	
123	伏見西部第五地区土地区画整理事業の早期着工をお願いしたい。南部クリーンセンターを含む丘陵地全体は、京都の南の玄関口として自然美あふれる公園構想の実現を希望する。	1	伏見西部第五地区土地区画整理事業については、早期事業効果の発現を目指して、事業進捗を図ることに鋭意努めてまいります。 公園構想につきましては、貴重な御意見として、今後の整備の参考にさせていただきます。
124	久我・羽束師・久我の杜地域では、道路や公園の建設が放置されており、土地区画整理事業を復活してほしい。 通学路が狭いので、水路を暗渠化して道路を広げてほしい。	1	久我羽束師地域における土地区画整理事業については、以前より地元関係者から事業立ち上げの相談を受けておりますが、一体的な整備が必要となるアクセス道路は、道路整備事業の見直しにより当面事業進捗を見送っている状況であります。土地区画整理事業については、アクセス道路の事業進捗と調整を図りながら、地元の取組を支援していく予定です。 また、通学路につきましては個別の地域事情等を確認のうえ安全確保に努めてまいります。
125	砂川地域において、龍谷大学を中心とした土地区画整理事業を考案するべき。	1	御提案の地域における土地区画整理事業の計画はありませんが、行政と地域住民の方が共に目指すまちづくりにとって土地区画整理事業が必要な事業手法であれば、施行区域を検討したうえで土地区画整理事業を活用することは可能です。
126	竹田駅～伏見駅の地下化（鉄道による交通の分断をさけるため）や駅周辺地域の緑化を進めるため、駅周辺の土地区画整理事業を検討するべき。	1	近鉄、地下鉄による地域の分断については、竹田駅周辺の土地区画整理事業を施行する際に、駅の地下を横断する道路を同時に整備し、一定の改善を図っております。その他の様々なまちの課題につきましては、貴重な御意見として今後の整備の参考にさせていただきます。
127	花園橋にアクセスする道路が少なく、通学路の安全を確保するため、土地区画整理事業によって、上高野小学校東側修学院離宮の山裾に道路を造ることができないか。	1	御提案の道路を新設する計画はありませんが、通学路につきましては個別の地域事情等を確認のうえ安全確保に努めてまいります。

1-5 見直し全般について

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
見直し全般に関する御意見			
128	意見を発信できる良い機会であった。	9	皆様から頂きました貴重な御意見を踏まえ、見直しを進めてまいります。
129	都市計画公園・緑地及び土地区画整理事業の見直し素案に賛同する。	3	
130	知らない間に事業を進めるのではなく、市民に意見を聞いてもらえるのは有り難い。	2	
131	これまでの私権制限をどのように捉えるのかが気になるが、京都市全体の都市計画を考えるならばやむを得ない。事業化の見通しが無い都市計画を廃止することは英断である。	1	
132	市民のことを考えて、本当に必要な事業を計画し、進めてほしい。	1	
133	今後も数年ごとに見直しが必要である。	2	平成24年2月に改定した「京都市都市計画マスタープラン」において、見直し時点での必要性や実現性、効率性を十分に検討のうえ、都市計画の見直しを行うこととしており、今後も、社会経済状況の変化等を踏まえ、適切な時期に見直しを行ってまいります。
134	今まで放置しておいて、時代の流れという言葉で見直すのか。これまでどれだけ努力されたのかが見えないこの見直しは軽いものに感じる。	1	都市計画は社会経済状況の変化やまちづくりの進展に合わせ柔軟に見直しをすべきと考えており、今回、長期にわたり事業に着手していない都市計画を見直そうとするものです。今後も、社会経済状況の変化等を踏まえ、適切な時期に見直しを行ってまいります。
135	本見直しがマンション等の建設促進による不動産・建設業者への配慮を目的としているのであれば反対である。	1	今回の見直しは、長年にわたり事業に着手していない公園・緑地及び土地区画整理事業について、社会経済状況の変化等を踏まえ、存続又は廃止の評価を行うものであり、評価結果によりマンション等の建設を促進することはありません。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
市民意見募集の冊子に関する御意見			
136	専門用語が多く内容が難しい。	6	今後、見直しを進めるに当たりましては、分かりやすい資料の作成に努めてまいります。
137	地図が小さく、場所が分からない。	2	
138	意見募集の期間をもっと長くするか、もっと早い時期に回覧するべき。	4	今後の意見募集における参考にさせていただきます。
139	今後の方向性を具体的に示してほしい。	2	今回の見直しにより存続としたものについては、引き続き整備に向けて事業着手に努めることとしております。このため、公園・緑地の予定地内では、3階建て以下でないと建築できない等の建築規制がかかることとなります。また、廃止としたものについては、将来的に整備する計画を止めることとなります。
140	見直しのメリットやデメリットを分かりやすくしてほしい。	1	メリットとしましては、「市民の皆様に、現時点における必要性に応じた都市計画をお示しすることができる」、「建築規制が解除されることにより、土地の有効利用が図れるようになる」ということが考えられます。
141	市内でも遠隔地まで関心がないので、各区のみの資料にまとめて各戸に配布するべき。	1	市全体の公園及び土地区画整理事業の見直しをしておりますので、全市的に掲載した資料を作成いたしました。御意見は今後の資料作成の参考にさせていただきます。
142	生活に直結する事項であり、計画区域では冊子を全世帯に配布するべき。それが無理なら、希望者が気軽に手に入れられるよう区役所等に置くべき。	1	今回の意見募集に当たっては、各区役所・支所や図書館等での冊子の配布に加え、より多くの方に見ていただけるよう見直し対象を含む町内への回覧をしております。今後もより丁寧な周知に努めてまいります。
143	どのような公園にするべきかという意見の方が重要であり、意見記入用紙の記入欄を改めるべき。	1	今回の見直しは、長期にわたり事業に着手していない区域を対象とし、その存続又は廃止について評価を行うものです。公園整備に当たりましては、御要望を聴き、それを取り入れられるよう努力してまいります。
144	意見への見解を市民しんぶん等に記載してほしい。	1	見解につきまして、市民しんぶんへの掲載は紙面の都合上、困難と考えており、都市計画課窓口及びホームページでの閲覧を予定しています。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
住民説明に関する御意見			
145	回覧による意見集約だけでは不十分であり、区役所等で説明会を開催し、意見を聴く機会をつくるべき。	5	今年度から進める都市計画手続においても、説明会や公聴会を開催するなど、丁寧な説明と意見聴取に努めてまいります。
146	市の計画に沿った意見だけでなく、高齢者や母親等の地域住民の意見を十分聴いてほしい。	3	
147	見直しされる地域、特に公園予定地で建築規制をかけていたにもかかわらず、廃止する地域や密集市街地が多く、別の施策が必要となる地域の方には、説明会の際には十分な説明をお願いする。	1	
148	これからのまちづくりの方向に関わることであり、地域住民による協議会を開くなど、地域からの意見集約が必要である。	1	
149	先斗町ではまちづくり協議会が発足しているため、分かりやすい説明に来てほしい。	1	

【 2 その他】

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
都市計画道路羽束師墨染線，吉祥院上鳥羽線に関する御意見			
150	塔ノ森近辺はすでに道路が整備され交通的に充実しているため，計画されている道路は費用対効果的に現時点でこの場所に必要か疑問である。	136	都市計画道路については，平成１４年及び平成２３年に全市的な見直しを行っており，存続した道路は事業効果等を踏まえ，事業の着手に努めているところです。また，今後も社会経済状況の変化や本市のまちづくりの進捗状況等を見据え，適切な時期に都市計画の見直しを行ってまいります。
151	塔ノ森付近は太陽の家や緑がある大変良い環境であるが，道路ができると環境が悪くなる。	1	
152	計画道路が住民環境的に本当に必要なのか。費用対効果としてももったいない。	1	
都市計画道路北泉通に関する御意見			
153	北泉通（川端通～松ヶ崎東通）の整備は不要である。土地区画整理事業の廃止と併せて，北泉通の都市計画も廃止すべき。	6	都市計画道路と土地区画整理事業は別個の都市計画であり，土地区画整理事業を廃止しても区域内の都市計画道路が併せて廃止されるものではありません。
154	北泉通（川端通～松ヶ崎東通）が整備されると馬橋は歩行者専用橋になるのか。	1	北泉通の整備に併せた馬橋の歩行者専用化の予定はありません。
155	北泉通（川端通～松ヶ崎東通）の整備をお願いしたい。	1	北泉通（川端通～松ヶ崎東通）は，事業中の路線であり，早期に事業効果が発現できるよう事業に取り組んでまいります。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
その他の道路に関する御意見			
156	道路側溝へのふた掛けや不法駐輪対策，電線の地中化等を行い，道路の通行環境を改善していただきたい。	3	通行環境の向上に向けて様々な取組を進めておりますが，今後も個別の地域事情等を踏まえ，更なる向上に努めてまいります。
157	太秦天神川駅から西側の御池通，梅津太秦線の整備をお願いしたい。	2	太子地区及び太秦地区土地区画整理事業の見直し案は廃止としておりますが，都市計画道路を併せて廃止するものではありません。 現在，橋りょうの耐震補強や老朽化修繕等の防災・減災対策を重点的に実施するため，新規の道路整備を見送ることとしておりますが，今後は，来年度末に完成予定である梅津太秦線をはじめとする周辺の路線状況や本市の財政状況等を勘案しながら，事業が再開できるよう取組準備を継続してまいります。
158	五条通と葛野西通の交差点の信号を南北にもう少し長く通すようにすると，葛野西通の渋滞が多少解消できるのではないかと。	1	御提案・御指摘の内容については関係機関に伝えてまいります。
159	大見公園へのアクセス道路（大原花背線）の整備は林業の安全維持までにとどめるべき。	1	大原花背線は現在，事業を休止しており，事業再開の時期は未定です。

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
その他に関する御意見			
160	老人ホーム、託児所、保育所、病院をできるだけ早急に建設してください。	2	御提案・御指摘の内容については担当部署や関係機関に伝えてまいります。
161	八条団地は、子供も少なく広い公園は不要のため、駐車場を作り、残地を売却した利益をもって、耐震に問題のある団地を建替えるべき。高齢者はエレベーターがなく大変である。	1	
162	京都市を日本一の観光都市と願うならば、公衆トイレの改善をお願いしたい。	1	
163	京都会館の建替えは非常に残念である。計画の際は、公共交通機関の利用や駐車場、駐輪場の設置が重要な課題になる。	1	
164	左京区総合庁舎は交通が不便であり、バス路線を見直していただきたい。	1	
165	左京区総合庁舎は交通の利便な箇所に移転するべきであった。不便な所に移転したことを理由に道路を整備することは間違いである。	1	
166	山ノ内浄水場跡地が再開発されると聞き、非常にうれしく思う。副都心を目指せる開発をしていただきたい。	1	
167	苔寺川の改修は自然破壊であり、元に戻すべき。	1	
168	高野の静かな住宅地にパチンコ店が建設されることになり、驚くとともに怒りと悲しみに打ちひしがれている。	1	
169	大手筋通りの近鉄桃山御陵前駅から国道24号線付近の線引き（風致地区等）見直しを検討してほしい。	1	
170	向島地域の土地利用計画（府立すばる高校、種智院大学周辺）の案があれば示してほしい。	1	
171	洪水予防のため鴨川の下流の土砂を取り除いていただきたい。	1	
172	城南宮前のサッカー場を常に子供たちのために開放していただきたい。	1	

番号	市民の皆様の主な御意見	件数	御意見に対する見解
173	3階建が建たない地域で隣家との隙間もなく3階建の家が建っている。建築基準法違反であり、検討していただきたい。	1	御提案・御指摘の内容については担当部署に伝えてまいります。
174	修学院離宮南側は田畑が多く残る風致地区であり、空地进行を梅園にいていただけると良い。	1	
175	近くの公園が京都市都市整備公社の駐車場になった。金儲けの空地政策は許されない。	1	
174	山科駅の北口を再開発し、観光客誘致の玄関口とする必要がある。	1	山科駅北口は良好な住環境を保護する地域としており、再開発する計画はありません。
175	三宅集会所では町内の集会や地蔵盆を行うなど役立っているのを考慮していただきたい。	1	三宅集会所は、本見直しの対象ではないため、本見直しにより三宅集会所がなくなることはありません。
176	家の横に京都市の土地があるが、使わないなら譲っていただきたい。	1	使用していない市有地については、払下げが可能な場合があります。
合計		537	